

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	旧佐賀市地区 ・北川副(阿高、山津第一、山津親農、犬尾、増田、増田宿、角町、光法、江上、江上町、木原、枝吉、武藤1、武藤2、南佐賀、安住、新郷、下武、八田本村、新村第1) ・本庄(佐大前、寺小路、溝口、高柳、西川内、大井樋、正里、上飯盛、鹿子上、鹿子下、満穴、中島、末次、八田、袋) ・西与賀(丸目、元相応、高太郎、相応、厘外西、高柳、平松) ・嘉瀬(荻野、北島、扇町、有重、中原、新町、戊申、十五、嘉瀬津、天草江、東原、元町) ・鍋島(深町、八戸、坂井、八戸溝、新村、角目、江頭、東新庄、森田、西新庄、江里、木ノ角、増田、鍋島、植木、津留、蛸久、岸川) ・高木瀬(長瀬・三本松、平尾、坪の上、小里、上淵、仲田代、寄人、辻、東高木、八丁畷、新村、下高木、上高木) ・金立(大門、開拓、来迎寺、若宮原、大小野、下九郎、上九郎、徳永、土井側、久富、友貞、東千布、西千布、松原、金立、権現原、大野原) ・久保泉(上分一、上分二、上分三、下分、町分、宮分、西原、榎木、上和泉一、上和泉二、草場、篠木野、村徳永、下和泉一、下和泉二、下和泉三、下和泉四、下和泉五、下和泉六) ・巨勢(牛島上、牛島下、高尾、修理田、平尾、東分上、東分下、西分、東西、東巨勢) ・蓮池(北名、大橋、見島、古賀、堂地、小松、中地、城内、魚町・本町、西名、城原・神埼) ・兵庫(下村・修理田、西中野、東中野、藤木、土井、西淵、下淵、東淵、野中、中野吉、伊賀屋、若宮、堀立、上分、下分) ・中央(中折、高岸、大島、多布施、西神野、東神野、草場、三溝、愛敬島、平島、大財、東田代、水ヶ江、鬼丸、西田代、八戸、東水ヶ江)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月17日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当該地域では、圃場整備・灌漑排水事業・大規模共同乾燥調製施設の整備が進み、米・麦・大豆による土地利用型農業を中心に、タマネギ等の露地野菜や、いちご、アスパラ、なす、トマト等の施設野菜の栽培が行われている。

・また、裏作麦を中心として高い土地利用効率を保ち、認定農業者、集落営農組織、法人への農地集積が進んでいる。

・しかし、農業者の高齢化が進み、後継者が不足しているため、後継者不在農地の受け皿となりえる法人、集落営農組織や認定農業者等の担い手の育成・確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要作物の米、麦、大豆の栽培の省力化・効率化により生産性を高め、強い農業経営と担い手の育成・確保を推進する。

・併せて、経営の複合化(米＋施設野菜等)を推進するとともに、省力機械やスマート農業等の導入を図りながら、省力化と高品質化、収益性の向上による農業経営の安定・強化を図る。(北川副地区においては園芸団地【なす】の整備により、広く就農希望者を受け入れ、産地の活性化を図る。)

・排水不良により麦・大豆の作付けが困難な農地(特に北部地区)において、飼料作物や飼料用米の作付けを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,868 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,868 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手が耕作している分散した農地について、農地中間管理機構を通した貸借により農地の団地化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・団地化に係る出し手・受け手双方の意向を踏まえ、段階的に集約する。その際、出し手の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・南部地域(本庄地区、西与賀地区)において、圃場整備を行った際に設置して老朽化した暗渠排水設備の更新工事を実施しており、今後、他の地域も順次更新を行う予定。 ・鍋島東地区は令和5年度に圃場整備完了。鍋島本村地区は令和7年度に、高木瀬地区は令和9年度に圃場整備完了予定。 ・圃場整備については、営農環境の変化や機械の大型化、用水管理に対応した整備を行っていく必要がある。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県やJA等の関係機関が連携して取り組む必要がある。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業等は、JA等を通じて作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・スマート農業の導入を進め、農作業の省力化・効率化による生産性の向上を図り、農業経営の安定・強化を推進する。